

公開・非公開の別

公開 部分公開

非公開

令和5年度第1回浜松市景観審議会会議録

1 開催日時 令和6年3月28日(木) 午前10時00分から午前10時50分

2 開催場所 浜松市役所8階 第5委員会室

3 出席状況 浜松市景観審議会

職務代理 小浜 朋子
委員 安藤 精彦
委員 河原崎 直樹
委員 堀内 秀哲
委員 松下 ひとみ
委員 毛涯 梨恵

事務局

土地政策課 課長 八尋 学
課長補佐 山本 豊
景観広告グループ長 松本 充司
景観・歴史まちづくりグループ長 戸田 剛
緑政課 緑地保全グループ長 武田 英司

関係者

浜松まちなかにぎわい協議会
浜松まちなかマネジメント株式会社 清水 英貴

欠席委員 花澤 信太郎、内山 隆之、浅見 佳世、名久井 孝史

4 傍聴者 3人(一般:1人、記者:2)

5 議事内容
・エリアマネジメント広告について(事業報告)
・保存樹の指定解除について(事業報告)
・市民の森の一部指定解除について(事業報告)

6 会議録作成者 土地政策課 景観・歴史まちづくりグループ 松井 めぐみ

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有

8 会議記録

1 開会

2 議事

(1) エリアマネジメント広告について（事業報告）

小浜職務代理

〔事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）及び参考人（浜松まちなかにぎわい協議会 浜松まちなかマネジメント株式会社）

〔説明〕

－質疑応答－

小浜職務代理

提案のあった新設エリアの2箇所は、どのような根拠で見つけられましたか。

事務局（参考人）

パンフレット7ページ（左下）B2-5の隣は、掲出場所として2箇所空いています。

「B2 地下道通路西側 側道壁面」はバスターミナルから遠鉄百貨店などへの行き来によって、地下道のなかでも歩行量が大変多い場所となり、イオンや地元の企業などから広告の掲出をいただいています。こちらの空いている2箇所の壁面を連結させて掲出面積を増やします。現状の稼働率の良い場所のなかで空きスペースを活用します。

小浜職務代理

稼働率があまりないところに関しては廃止する方向ですね。

事務局（参考人）

はい。バランスを取るために撤廃エリアに代わり、新設エリアの提案をしました。

小浜職務代理

（委員に向けて）この機会に質問でもよいので何かありませんか。

安藤委員

廃止が検討される2箇所について詳細を教えてください。

事務局（参考人）

廃止検討箇所はパンフレットの「D」と「E」になります。まず、「E」は稼働実績がありません。アーチ型広告は掲出難易度の高い場所でした。「D」は奥まった位置にありクライアントからの希望がほとんどないため、「D」と「E」の2箇所を廃止し

て、新たな掲出箇所を 2 箇所設けます。景観に配慮したうえでバランスを取りました。

堀内委員

広告の掲出について、広告主の選定基準はありますか。

事務局（参考人）

浜松市路上屋外広告物等連絡協議会の路上屋外広告物等掲載基準で公序良俗に反するものは除くなどの規定があります。それらを除いた企業や行政からの広告が主になります。新規の場合はデザインの審査もあります。

堀内委員

浜松の顔となる場所ですから、多くの方に見られている広告としてふさわしいものであるように運用していただきたいと思います。

小浜職務代理

その他の稼働状況はいかがでしょうか。

事務局（参考人）

今年度は「大河ドラマどうする家康」関連やイオン、浜松磐田信用金庫、リクルートの新入社員募集、静岡県東アジア文化都市などの広告で官民のバランスよく掲出しています。

小浜職務代理

子供たちの作品を展示している場所は浜松まちなかマネジメント株式会社の管轄でしょうか。

事務局（参考人）

浜松まちなかマネジメント株式会社の管轄は、パンフレットに記載の箇所のみになります。

小浜職務代理

「D1」の柱巻き広告のエリアをよく利用しますが、子供の世界から突然に餃子の広告へ移り変わり違和感があります。

事務局

ご指摘の場所は浜松市中央土木整備事務所の管轄です。

小浜職務代理

このことについて、審議会として異議はありませんので次の議事に進みます。

(2) 保存樹の指定解除について（事業報告）

小浜職務代理

〔事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

安藤委員

私は昨日、現地確認を行いました。樹勢も非常に良く、樹齢 200 年といわれていますが、まだまだ成長します。

今までも指定や解除がありましたが、今回は浜松市の管理となったため保存樹木の指定は解除となりました。今後、どのようにメンテナンスをしていくのかが全く見えなくなってしまいます。その辺りの方針とか、何かありましたら教えてください。

事務局（緑政課）

タブの木公園自体が、市の管理する公園になりますので、その公園の中の樹木という位置付けになり、具体的には公園管理事務所が公園を管理する中で樹木の管理をします。

安藤委員

樹勢が悪くなったり、何かあったりしたときは、公園管理事務所の判断で作業が行われるということですね。永く元気でいられるように、よろしく頼んでください。

事務局（緑政課）

指定を受けていた樹木ですので、公園管理事務所からの相談等あれば対応していきます。

小浜職務代理

審議会の合議での意見として、このタブノキは立派な樹木ですから管轄が変わっても大切に管理してください。

(3) 市民の森の一部指定解除について（事業報告）

小浜職務代理

〔事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

安藤委員

公共の利に資するため、樹木の伐採はやむを得ないと思います。ただ、伐採した場所がコンクリートで固められているわけではないので、また樹木を植えたり育てたりすることは可能だと思います。地権者の方がどう考えるかに依るかと思いますが、新たに有用な樹木を植えたり、その景観を元に戻したりすることに対して、アドバイスや補助を考えていますか。

事務局（緑政課）

所有者の方に年に1回報奨金をお支払いしていますが、指定が解除されますとその対象からは外れますので報奨金は減ります。一方で、送電線の管理会社からは個人の所有物を伐採することに対して補償金が支払われます。管理会社に今後の管理を確認したところ、送電線は接触以外にも一定の距離に近づくと発火の危険性があるため、木が成長して、樹木が送電線に達する前に伐採したいとのことでした。樹林として維持・管理されないため、市民の森の要件を満たさないと考え解除したものです。

堀内委員

市民の森に対するルールや仕組みについて質問します。このような伐採については事前の届出の対象になっているかと思いますが、森の状態に対して、市の方で関係者とやり取りしてどの程度届出をコントロールできているのでしょうか。

事務局（緑政課）

指定されている森については、伐採する前に届け出が必要です。すべての行為を対象にしているものではありませんので、通常時も樹林の管理に必要な剪定とか、間伐程度の伐採につきましては管理の範囲内ということで、届け出を求めています。

今回は、樹木の管理というよりは送電線の管理のための行為でした。送電線の管理会社の方には、事前の相談なく伐採するのではなく、どのような範囲でどのような伐採をされるかを必ず事前に報告を求めるようにしています。規制という形での拘束力がない制度になっておりますので制限はできませんが、どのような作業を予定しているか確認をして助言するという対応になります。

堀内委員

今回の場所についても事前にお話があって、その辺りは承知の上で、反映されたということですか。

事務局（緑政課）

今回は事前に連絡がありまして、送電線の維持管理のための伐採・剪定であったため、管理の範囲内ということで届出を求めてはいませんでした。いざ、作業が終わってみると皆伐という状況になっていまして、その後の管理状況を聞いたところ、樹林として管理されないとのことでしたので指定解除に至りました。

堀内委員

許可制度ではないのでどこまで届出をしてもらうのかということと、届け出されたものをどう扱うのかということは少しぶれるところがあるので難しいところだが、作業が終わって樹林がほとんどなくなっていたから指定を解除するよりは、もう少しやりようがあるのかなと感じました。

毛涯委員

この案件の市民の森はもともと送電線のあった場所でしょうか。

事務局（緑政課）

指定が平成 8 年で、推測にはなりますが、その時には送電線はあったものと思われます。

毛涯委員

今までも送電線があり、樹木としてきちんと維持管理されていたのに、今回これだけ伐採されるのはかなり大きな変化だと思います。この経緯を教えてください。

事務局（緑政課）

以前から電線の方に樹木が伸びた都度、送電線の管理会社が剪定等をしていたと思いますが、今回のような皆伐ではない程度の管理作業が行われていたものと思います。今回の作業後に管理会社の状況を聞かなかで、樹木の高さを低くする程度の作業はできないか提案しましたが、一本ごとに木に登って対応するのは難しいとのことでした。

小浜職務代理

他の場所でも送電線の付近に緑化や景観に関わるものがあつた場合に、同様なことが起こると考えられます。今回の案件が前例となってしまうため、ほかにも伐採の可能性のある場所は浜松市のなかにありますか。

事務局（緑政課）

今回の案件を受けてほかの市民の森を確認したところ、同じような状況の箇所がありました。いずれは同様の作業が必要となるかと思いますが、地形などその場所の状況によって、皆伐までしなくて済むようでしたら、指定が残る可能性はあります。

小浜職務代理

今回は初めのほうの事例となりますか。

事務局（緑政課）

送電線の関係で市民の森の指定解除は初めてになります。

小浜職務代理

今回は報告案件となりますが、将来も含めて委員の方からのご意見やご助言などはありますか。

毛涯委員

法律上の制限ができるルールではなく、行政は協力を求めていくことでしか関われないと思います。一方で、支出の面では当然に伐採した方が楽なので、そこを補助金等で誘導できるようなものがないと同じ話が続いていきます。木に登って伐採する方がお金かかる局面を、何とか填補するような制度がないと同じこととなります。

小浜職務代理

安藤委員はいかがでしょうか。

安藤委員

木は切っていないと安全問題にかかわることになります。しかし、市民の森が歯抜けになる感覚も寂しいですが、難しいですね。

堀内委員

森の所有者にとって、1平米当たり40円の報償金というのは、何とか頑張って森を残そうと思える金額なのでしょうか。

お金ということもありますが、どのぐらい所有者さんがそこを大事に思っているかによってそこを残していくしかないかと思います。地域みんなでその森を、何とか大事にしてこうという機運を高められる仕組みを考えられればと思います。

事務局（緑政課）

緑政課では市民の森を市民と一緒に残していこうということで、市民の方の意識や機運の醸成、緑地保全の意識啓発を行い残していきたいと思います。また、今回のような公益的な施設に係る森の伐採等については、事前に緑政課へ相談していただき、極力皆伐のような状況にならないように検討いただくよう助言ができればと思います。

小浜職務代理

審議会の合議での意見としては、本日の議題では特に問題とはならなくても、今後の緑化の維持としてこのような報告が続くと、市民の森ではなくなり、気が付いたら木が無くなっていくということになり兼ねません。安全のためなら仕方ないのではなく、そうならない方向で進みたい気持ちを持っています。

我々は景観審議会ですので、致し方ない場合もありますが、景観を大切にするため、今後については考えたいと思います。

事務局（緑政課）

ご意見ありがとうございます。

小浜職務代理

以上で本日予定されていた議事は全て終了いたしました。議事進行を事務局にお返しいたします。

3 事務連絡

4 閉会

<資料一覧>

- ・「エリアマネジメント広告媒体サイズおよび位置の見直しについてのご提案」
- ・「浜松駅前「エリアマネジメント広告」のご案内」
- ・「保存樹の指定解除について」
- ・「市民の森指定解除について」

9 会議録署名人

会 長 _____

委 員 _____